

(表24) パリアフリー化に係る情報提供・発信の概況

監査日（平成27. 9. 30）現在

項目	情報提供・発信の媒体	情報提供・発信の主体	状況
だれでもトイレ	ホームページ	海上公園ガイド	記載あり
		指定管理者	記載あり
トイレの音声案内装置設置	ホームページ	海上公園ガイド	記載なし
		指定管理者	設置施設のある1指定管理者のうち、1者が記載なし。
高齢者・障害者等対応飲用水栓（水飲場）	ホームページ	海上公園ガイド	記載なし
		指定管理者	設置施設のある3指定管理者のうち、3者が記載なし。
ペビープットの設置	ホームページ	海上公園ガイド	記載なし
		指定管理者	設置施設のある3指定管理者のうち、3者が記載なし。
ペビュエアの設置	ホームページ	海上公園ガイド	記載なし
		指定管理者	記載なし
授乳室	ホームページ	海上公園ガイド	記載なし
		指定管理者	設置施設のある3指定管理者のうち、3者が記載なし。
パリアフリールート	ホームページ	海上公園ガイド	記載なし
		指定管理者	4指定管理者（注）記載なし
車椅子貸出	ホームページ	海上公園ガイド	記載なし
		指定管理者	4指定管理者記載なし

(注) 実地監査を行った公園の指定管理者4者

(意見・要望事項6)

海上公園に係る各ホームページのアクセシビリティ・ユーザビリティについて

局が所管する海上公園に係るホームページは、「港湾局ホームページ」のほか、指定管理者においてホームページを作成し、情報提供を行っている。
そのため、海上公園の情報は、局が管理しているホームページのみならず、関連する複数のホームページにて提供されている。

そこで、これらのホームページに係る高齢者や障害者を含めた全ての人にとって必要なアクセシビリティ（注1）及びユーザビリティ（注2）について、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」（平成26年4月1日総務局行政改革推進部、以下「都ホームページ作成基準」という。）に含まれる以下の事項について、運用及び連携の状況を確認した。
ア サイト構造、ナビゲーション機能、検索、リンク設定
イ 個人情報保護
ウ 各種支援プログラム対応（音声変換ソフトでの解釈）
エ わかりやすさ（アイコン、用語、弱視者や色覚障害者への配慮等）
オ パリアフリー、ユニバーサルデザインに係る情報の揭示
カ 利便性（必要な情報の揭示等）

その結果、監査日（平成27. 10. 28）現在、表25のような状況が見受けられた。

局は、現在、局が管理しているホームページについて、都ホームページ作成基準に準拠させる改修を業務委託契約により行っており、これにより、局のホームページ（表25の細かけ部分）は統一基準に準拠したものに改善されるもの、
① 指定管理者が管理しているホームページについては、当該改修に含まれていないこと
② 表25の「利便性（必要な情報の揭示等）」については、当該改修に含まれていないことから、局及び指定管理者は、改修と併せて、これらについても留意し、高齢者や障害者を含めた全ての人が必要な情報にアクセスできるアクセシビリティ及びユーザビリティをより一層向上させることが望まれる。

(港湾局)

(東京港湾頭株式会社)

(アムニス海上南部地区グループ)

(注1) アクセシビリティ：高齢者や障害者を含めた全ての人ができる程度利用可能か又は利用しやすいかなどを表す語

(注2) ユーザビリティ：様々な機能になるべく簡単な操作でアクセスできる、使っていてストレスや戸惑いを感じないなど、使いやすさを表す語

(表25) 各ホームページのアクセスリテラシーユーザリテラシーの概況

監査日 (平成27. 10. 28) 現在

ホームページ管理者	港務局ホームページ	東京港埠頭㈱海上公園ガイド	アメニス海上南部地区グループ東京港南部地区海上公園ガイド
ホームページ名	港務局ホームページ	海上公園ガイド	アメニス海上南部地区グループ東京港南部地区海上公園ガイド
画面の読み上げ対応ソフトウェア	画面の読み上げソフトウェア機能	画面の読み上げソフトウェア機能	画面の読み上げソフトウェア機能
画像の拡大機能	拡大し	不正確	不正確
画像の縮小機能	不正確	不正確	不正確
ハイコントラスト表示等画面への対応	一部表示されない	一部表示されない	一部表示されない
問合せ先の表示	電話番号のみ表示	○	トツアページに問合せ先の表示なし
キーボードのみでの操作	○	一部で操作不可	○
個人情報入力フォームのセキュリティ確保	—	ページが暗号化されていない	—
利便性 (必要な情報の提示等)	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図からは各公園の検索ができない ・検索画面で公園名をクリックすると、ダイレクトに各公園ページに行かない公園あり (東京港埠頭㈱が指定管理する各公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車料金減免情報の掲載なし (シンボルロード公園、辰巳の森海浜公園) ・マップに最寄りや最寄りのバス停位置の表示なし又は不十分 (青海北ふ頭公園、木の丘公園、フエリーふ頭公園、晴海ふ頭公園、春海緑公園、東八潮緑道公園、辰巳の森緑道公園、新木場緑道公園) ・バスでのアクセス方法が掲載されているにも関わらず、最寄りのバス停が不明 (フエリーふ頭公園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料駐車場がある全ての公園について減免情報の掲載なし ・マップに最寄りのバス停位置の表示なし (大井ふ頭中央海浜公園を除く。) ・駐車場がある公園について、マップに駐車位置の表示なし (大井ふ頭中央海浜公園、城東海浜公園を除く。)

- (注1) 局及び指定管理者2者のホームページについて確認を行った。(「港務局ホームページ」は、ホームページ内「東京港の公園・緑地」の部分のみ)
- (注2) ○：各ホームページの主要ページ等について確認した結果、その範囲において該当なし
- (注3) 画面読み上げソフト：主に全旨の視覚障害者がパソコンを利用する際に用いるソフトウェア。非対応の場合、音声読上げの途中で、目的の部分へジャンプさせることができず、画像の内容が音声で正確に説明されないなどの不具合が生じる。
- (注4) ハイコントラスト表示等画面：通常の画面の配色では見づらいと感じる弱視者や色覚障害者向けに、配色を見やすいものに変更した画面。
- (注5) 問合せ先の表示：聴覚障害者など、電話では問合せができない人への対応として、FAX番号、メールアドレス等を掲載すること。
- (注6) キーボードのみでの操作：上記障害者や視覚障害者など、マウスを利用することができない人のために、キーボードのみでの操作を可能とすること。

b 情報のバリアフリー：現地における情報提供

(意見・要望事項7)

管理所における情報提供の充実について

高齢者、障害者等が公園を利用する際には、掲示板、案内板及び標識以外にも案内が必要なが場合があり、公園の管理所において、公園利用者に対して園内施設の場合や経路、利用方法等の基本的な情報のほか、車椅子での利用可能な施設的位置、障害者に対応した利用の目安などの移動等円滑化整備状況(以下「バリアフリー化状況」という。)について、情報提供することが有効である。

このため、各海上公園の管理所では、表26のとおり、バリアフリールートを示した公園ペンフレット、バリアフリーマップの配布など、高齢者、障害者等に対応できる多様な情報の提供を行っている。

ところで、海上公園のバリアフリー化は、一度の整備や改修により全てを實現することは困難であることから、障害等の程度や利用方法により利用できない又は利用困難な箇所なども含めたバリアフリー化状況を利用者に広く提供していくことが重要である。また、案内板等は、簡単には新設・更新できないことから、各公園において配布する公園ペンフレット、バリアフリーマップなど、簡便かつ早急に対応できる情報提供手段を最大限活用して、バリアフリー化状況について、効果的・効率的に情報提供することが有効である。

このため、バリアフリー化状況についての情報提供を行っている海上公園においては、これを行い、既に実施している海上公園にあっては、未提供の情報について提供の是非を検討するなど、更なる充実が求められる。

局及び指定管理者は、管理所における情報提供の充実を図ることが望まれる。

- (港務局)
- (東京港埠頭株式会社)
- (アメニス海上南部地区グループ)
- (東京臨海副都心グループ)
- (公益財団法人東京都公園協会)

(表26) バリアフリー化状況について情報提供している海上公園

公園名	情報提供の状況
大井ふ頭中央海浜公園	管理所前案内板にバリアフリールートを示している。
お台場海浜公園	港区が作成したバリアフリーマップを園内に掲示している。

(指摘事項20)
園路の現況を正確に情報提供すべきもの

海上公園では、誰もが利用しやすいものとするため、案内板においても、それぞれの公園の現況に合わせて、様々な工夫がなされている。
ところで、大井ふ頭中央海浜公園に設置されている各案内板については、車椅子での通行が可能な園路として、車椅子用ルートが記されている。
当該ルートを確認したところ、なぎさの森エリアにおいて、なぎさの森管理事務所からしおじ磯に向かうルートの一部に、介添者の支えがないと車椅子での通行が困難な急勾配があった。
しかしながら、このような場所があることは案内板からは確認できず、公園利用者の利用性が低下する状況となっているため、正確な情報を提供する必要がある。
局は、園路の現況を正確に情報提供されたい。

(港湾局)

(意見・要望事項8)

バリアフリールートの設定及び案内の促進について

局は、バリアフリールートについて、福祉のまちづくり条例に基づき、各海上公園の改修の際に、車椅子等で通行可能であろう段差のないルートをバリアフリールートとして設定し、その案内や段差解消等の補修を、多くの海上公園で実施してきている。
このバリアフリールートの設定及び情報提供（以下「案内」という。）について見たところ、大井ふ頭中央海浜公園では、バリアフリールート（車椅子用ルート）を設定し案内板に表示するなどしており、また、葛西海浜公園では、当該公園特有の立地条件（なぎさ＝砂地）において、砂地用クイックタイヤ車椅子の導入を検討するなどの取組を行っている。

このような状況を踏まえ、これまでバリアフリールートの設定及び案内を行っていない海上公園においては、公園の地形等の立地条件や自然環境だけでなく、周辺地域における高齢者、障害者等の関連施設の立地状況も勘案し、公園の特性や位置付けに応じて、どのような公園利用をバリアフリーで提供するか、どのようなルートを確保し、どの施設をバリアフリー化するか検討し、これが困難な場合は、施設整備のみならず人的支援や機器貸出等による利用サポートを含めた当該公園の特性に応じたバリアフリー化の促進が必要である。
局は、バリアフリールートの設定及び案内を促進していくことが望まれる。

(港湾局)

(イ) 案内機能の強化・充実

(意見・要望事項9)

ホームページにおける海上公園の多言語対応の拡大について

局のホームページでは、所管する38海上公園の情報を概観的に閲覧できるようにしており、公園別の情報は、各公園を管理する指定管理者のホームページにリンクし、閲覧する仕組みとなっている。

これについて、英語等の多言語表示への対応について見たところ、監査日（平成27. 11. 4）現在、4公園（お台場海浜公園、シンボルプラザパーク公園、辰巳の森海浜公園、有明テニスの森公園）については、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語の4か国5言語、1公園（葛西海浜公園）については、日本語、英語の2か国語対応となっているものの、その他の海上公園については、日本語以外では検索できない状況であることが認められた。

他方、各指定管理者のホームページは、概ね多言語対応となっており、未対応である一部の海上公園についても、平成28年度を目標に対応させる予定となっている。

局は、立地特性、利用者特性、ニーズを勘案した結果であるとしているが、局ホームページにおいても、指定管理者のホームページへのリンクの活用などにより、多言語対応を拡大することが望まれる。

(港湾局)

イ 安全・快適な公園づくり

(意見・要望事項10)

施設改修要望に係るサーベイス向上のための共通認識づくりについて

局は、自らが実施する各公園施設の大規模改修について、各指定管理者に、毎年度、当該事業について施設改修要望を提出させているが、これには、遊具を始めとする安全確保のための補修・更新も含まれている。

しかしながら、これらの指定管理者からの施設改修要望に対する結果について、月例連絡会などフナー卜バックする仕組みはあるが、表27のとおり、一部、各指定管理者に提供されていない事例が見受けられた。

施設改修要望に対する局の評価、実施方針、実現の見通しなどの情報を得られた場合には、指定管理者が自ら行う維持管理の中で、代替的な方策を検討し創意工夫をして改善に取り組んでいるもの（大井ふ頭中央海浜公園：第二球技場の故障した電光掲示板に代わる簡易デジタル時計を措置した例）もあることから、予算に関する情報提供には限界はあるものの、施設改修要望について、局の評価、実施方針、実現の見通しなどの情報を可能な範囲で提供し、

指定管理者の果たすべき役割などを明確に示すことで、サービス向上のための共通認識を高める必要がある。

局は、施設改修要望に係るサービス向上のための共通認識を高めることが望まれる。

(港務局)

(表27) 各指定管理者からの施設改修等要望 (例)

公園名	改修箇所等	要望時期
大井ふ頭中央海浜公園	スポーツセンター空調設備更新	平成24年度要望 (平成23年5月提出) 平成27年度要望 (平成26年5月提出)
お台場海浜公園	駐輪場増設工事	平成27年度要望 (平成26年5月提出)
ツボウポイント公園	放送設備設置(区の防災無線はあるが、災害時の避難呼びかけのため)	平成27年度要望 (平成26年5月提出)
辰巳の森緑道公園	園路灯をLED器具に交換(照度不足)	平成27年度要望 (平成26年5月提出)

ウ 利用者ニーズの把握と業務への反映

指定管理者の管理運営状況等に関する苦情・要望・意見等について、局は、その収集及び正確な内容把握に努め、必要に応じて調査を実施し、対象事実があると認められた場合は、速やかに是正措置等を実施することが求められている。

そこで、利用者ニーズの把握と業務への反映に係る状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

(指摘事項21)

苦情等の対応状況の確認を行い、業務に反映させる仕組みを機能させるべきもの

東京港管理事務所は、指定管理者に対して、「管理運営月報」による報告を求め、管理運営状況について確認・分析を行っている。

そこで、指定管理者から報告されている各種報告、苦情・要望・意見及びその対応状況について見たところ、苦情・要望に係る対応状況が報告されているものの、表28のとおり、「検討する旨伝えた」などとする記載であり、最終的な処理・措置状況が記載されていない。このため、指定管理者から報告を受けている東京港管理事務所に最終的な処理・措置状況について確認したところ、指定管理者に問い合わせないという状況であった。

苦情等については、その処理・措置状況など、指定管理者が適切に管理運営業務へ反映しているか確認することが必要であり、また、これを局の管理業務に反映するものもあることから、月例連絡会など、利用者ニーズの把握及び業務へ反映する仕組みを十分に機能させ、

効率的に確認し、効果的に業務へ反映させることが重要である。

局は、苦情等の対応状況の確認を行い、業務に反映させる仕組みを十分に機能させられた

い。

(港務局)

(表28) 苦情等の処理・措置状況が不明であったもの(例)

公園名	種類	年月日	内容	対応状況の記載	実地監査における確認状況
大井ふ頭中央海浜公園	苦情	平成26.5.19	パークエーカーを禁止してほしい。(2件)	管理方法などを検討してほしいことを説明した。	パークエーカーの利用ルールを記載したポスターを、園内放送の増加を行った。
	要望	平成27.2.21	パークエーカーの壁打ち利用者が譲り合えるような仕組みを要望	利用者が譲り合えるような案を提示したが、現場状況を確認し、必要に応じて措置を講じてほしい。	その後、現場確認し、修繕の緊急性はないため、経過観察している。
辰巳の森緑道公園	苦情	平成27.7.21	駐車場の障害者割引に申し込んで、以前は障害者手帳の代わりに歩行困難証明書で手帳できたが、今回は障害者手帳の番号を聞かれた。	駐車場の係に確認し、統一した対応をする旨回答し、納得していただいた。	取扱いを手帳・歩行困難証明書のどちらでも対応できるように徹底した。
	要望	平成27.1.29	パークエーカーが暗いので、防犯上改善してほしい。	相手の話を聞くだけにとどめた。	指定管理者が、監査日(平成27.10.7)現在、感知式点灯に改善済みである。
春海橋公園	要望	平成25.4.8	歩道整備の際に設置された自転車用ゲートの幅が狭く、自転車では通り抜けられない。	都に、その旨伝えますと回答し、ご了解をいただいた。すぐに現地確認、実測を行った。	指定管理者が、平成25.6に緊急対応経費で措置済みである。

(注) 実地監査日：平成27.10.7及び平成27.10.8

(指摘事項22)

利用者ニーズの把握及び業務への反映に努めるべきもの

指定管理者から提出された「管理運営月報」では、問合せ・苦情・要望の件数が報告されており、苦情・要望については、その内容及び対応について別形式により報告されているが、

問合せについては、その内容及び対応について別様式による報告を求めている。

ところで、葛西海浜公園では「主な月間問い合わせ内容の一覧」を提出しており、この内容について見たところ、駐車場案内に関するものが12か月中6か月報告されている。駐車場案内については、隣接する建設局所管の葛西臨海公園の駐車場を案内している実態であるが、監査日(平成27.10.1)現在、局発行の「海上公園ガイド」及びホームページには、葛西臨海公園の駐車場が利用できる旨の記載がないことが認められた。

実態として行っている利用案内の内容を「海上公園ガイド」及びホームページに記載することにより、利用者サービスが向上すること、また、この駐車場に関する問合せは多いため問合せ対応が相当軽減されることであるから、これを行うことは有効である。

この旨を現地監査において説明したところ、局は、葛西海浜公園の駐車場案内の件については、ホームページを改訂したところである。

このように、問合せもニーズの一端であり、指定管理者の管理運営業務及び局の管理業務に反映させ、サービスの向上を図るものもあることから、利用者ニーズの把握及び業務への反映について、効率的・効果的に行う必要がある。

局は、利用者ニーズの把握及び業務への反映に努められたい。

(港務局)

(指摘事項23)

駐車場の運営を適切に行うべきもの

東海ふ頭公園は、園内に2か所の駐車場(無料、①収容台数26台：以下「駐車場A」という。②収容台数15台：以下「駐車場B」という。)を設けている。

この駐車場について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

(ア) 駐車場A

駐車場Aは、不法投棄や放置車両があったことから、指定管理者制度が導入された平成18年度以前から閉鎖されている。

ところが、平成26年7月15日及び同年8月12日に、閉鎖駐車場を利用できるようにしてほしいとの要望があり、指定管理者は、状況説明及び混雑時に開放することを検討している旨の回答をしている。

そこで、その後の検討状況について確認したところ、指定管理者は、粗大ごみの不法投棄、放置車両、車上生活者の長時間利用を勘案し開放しない方針とともに、指定管理者制度による管理となる以前から閉鎖されていることから、局に相談したとしている。

これに対して、局は、前回の放置車両の撤去に2年超を要したことなどから、慎重に検討した結果、監査日(平成27.11.4)現在においても閉鎖しているとしている。

しかしながら、不法行為再発の懸念、管理の困難性及び利用者ニーズが少数であること

をもって、整備した施設が利用者には供されない状態が長期間継続することは適切とはいえず、更なる検討が必要な状況となっている。

(イ) 駐車場B

都は、福祉のまちづくり条例において、駐車場については、車椅子を利用する方など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な方のために、通常の区画より広く、建物の出入口やエレベーターホール等に近い障害者専用駐車区画の設置を整備基準で定め、一定規模以上の施設には、新設・改修の際に障害者専用駐車区画の整備を義務付けている。

当該公園の正面入口に車椅子用のガイド(誘導設備)が設置されているものの、駐車場Bには、障害者専用駐車区画が設けられていない。

これについて、局は、平成16年頃、駐車場入口ゲートの設置に伴い、駐車区画が減少した際に障害者専用駐車区画もなくなったとしているが、これは、局の海上公園の今後の方針である「『新たな海上公園』への取り組み」及び福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえたものとなっており、適切でない。

局は、利用者ニーズや条例の趣旨を踏まえ、駐車場の運営を適切に行われたい。

(港務局)

(4) 自然公園

(指図書事項 2.4)

利用者への情報提供を適切に行うべきもの

秩父多摩甲斐国立公園の東端部に位置する御岳渓谷は、都心からのアクセスが良く、毎年、多くの利用者が訪れている。

環境局は、御岳渓谷に吉野米川線（ハイキングコース）を整備し、遊歩道、橋梁、休憩舎、トイレ、駐車場等の自然公園施設を設置し、管理している。

ところで、局のホームページを見たところ、監査日（平成27.10.23）現在、吉野米川線に係るトイレ、休憩舎、駐車場等の自然公園施設の所在や設備について掲載がなく、利用者が情報を得ることができない状況となっていた。

ホームページで自然公園施設の情報を得ることができれば、新たな利用者が御岳渓谷を訪れる契機になるとともに、利用者により安全、快適に自然公園を利用することができる。また、事前に車椅子やオストメイト対応設備付のトイレの設置状況等について知ることができれば、障害者も安心して利用することができる。

局は、自然とのふれあいの場である自然公園の利用を促進するため、自ら施設を設置し管理を行っているにもかかわらず、ホームページ上で施設の所在や設備について情報提供を行っていないことは適切でない。

局は、ホームページにおける利用者への情報提供を適切に行われたい。

(環境局)

(意見・要望事項 1.1)

安全確保に向けた利用者サービスの充実について

環境局は、利用者への道案内や注意喚起等を行うため、自然公園内に道標や案内板等を設置している。これらの道標や案内板等には、内部管理の用に資するために固有の管理番号を記載した管理番号票が取り付けられており、この管理番号と位置情報は、警察や消防にも情報提供されている。

このことについて局は、内部管理を目的としつつも、場所を示す目印の少ない自然公園内において管理番号は、位置を特定する情報として有益であるだけでなく、利用者の安全確保に寄与するとしている。このため、利用者へのサービスの一環として、表29のとおり、緊急の際の位置情報に管理番号が使える旨の説明を現地案内板に掲示するなど、利用者へ周知を図っている。

ところで、御岳渓谷遊歩道（遊歩道入口～丹廻間）の道標や案内板等を確認したところ、監査日（平成27.10.23）現在、管理番号票が設置されていない案内板等が見受けられた。

これらの案内板等についても管理番号票を設置することにより、利用者は管理番号を知ることができ、緊急の際に警察・消防に位置を知らせることができることから、安全確保に向けた利用者サービスの充実を図ることができる。

局は、管理番号票の設置されていない案内板等についても管理番号票を順次設置することが望まれる。

(環境局)

(表29) 現地案内板に掲示されている管理番号票の説明

登山者の方へ

東京都の道標や案内板には、場所を特定できる管理番号票が取り付けてあります。

火災、緊急事故等の緊急事態が発生した場合には、この番号を消防、警察に連絡して下さい。

【参考】公園の概要

今回の監査では、都の公園のうち、建設局が所管する都立公園、港灣局が所管する海上公園、環境局が所管する自然公園施設等を対象とした。各公園の概要は、以下のとおりである。

1 都立公園（建設局所管）

「都市公園法」（昭和31年法律第79号）に基づき設置・管理される公園で、公園主体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開するものである。

都は、「東京都立公園条例」（昭和31年東京都条例第107号）に基づき、平成26年度末現在、都立公園81公園の設置・管理等を行っている。そのうち、上野恩賜公園及び井の頭恩賜公園については都が直営で管理を行っており、その他の公園については指定管理者制度を導入している。なお、指定管理者の選定に当たっては、施設の種類、地理的条件を考慮した上でスクールメトリックも確保できるよう、グローバル化を行っている。

今回の監査では、都立公園のうち、有料公園11公園を除く70公園（直営公園2公園、指定管理者が管理する公園68公園）を対象とした。そのうち13公園（直営公園2公園及び指定管理者が管理する公園11公園）を实地監査場所として選定し、必要に応じて、他の都立公園についても現場確認等を行った。

2 海上公園（港灣局所管）

「東京都海上公園条例」（昭和50年東京都条例第107号）に基づき設置・管理される公園で、都民が海や自然とふれあい、スポーツやレクリエーションを楽しめる場として、都が東京の埋立地に整備する公園である。なお、海上公園は、原則として都市公園法の適用を受けない。

平成26年度末現在開園している海上公園は38公園で、全て指定管理者が管理している。指定管理者の選定に当たっては、管理運営に特殊性のある施設は施設ごとに、管理運営に類似性・同一性がある公園は、スクールメトリックや地域性等を勘案して、グローバル化を行っている。また、都の公園管理を効果的・効率的に行うため、都立公園と隣接する海上公園については、同一の指定管理者が一体管理を行っている。

今回の監査では、海上公園のうち、有料公園1公園を除く37公園を対象とした。そのうち5公園を实地監査場所として選定し、必要に応じて、他の海上公園についても現場確認等を行った。

3 自然公園（環境局所管）

「自然公園法」（昭和32年法律第161号）に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的とする公園で、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に分類されている。

都内には10か所の自然公園が指定されており、都は、「東京都自然公園条例」（平成14年東京都条例第95号）に基づき、自然公園等において、ビジターセンター、自然ふれあい公園、園地、遊歩道、休憩舎、トイレ、道標及び案内板等の自然公園施設等の整備・管理を行っている。

今回の監査では、これらの自然公園施設等から地理的条件や管理形態を考慮して实地監査場所を選定した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成27年工事監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成28年4月28日

東京都監査委員	山 加 朱 美
東京都監査委員	吉 倉 正 美
東京都監査委員	友 瀨 宗 治
東京都監査委員	筆 谷 勇
東京都監査委員	岩 田 喜美枝

第1 監査の概要

1 監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項に基づき行う監査である。
監査は、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から工事等が適正に行われているかという合理性の観点を主眼として、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施している。

2 監査期間

平成27年1月16日から平成28年1月13日まで

3 監査対象局等

今回の工事監査対象局は、総務局、財務局、主税局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁及び警視庁の計19局(島しょ関係部所(三宅支庁・小笠原支庁)を含む。)である。

監査は、平成26年度に締結した100万円以上の工事等を中心に、1万5,953件(1兆9,560億余円)を対象として、1,688件(5,129億余円)の工事等を抽出して実施した(抽出件数率:10.6%、抽出金額率:26.2%)。

なお、対象局及び対象工事等の件数、対象額は、別表「平成27年工事監査対象一覧表」のとおりである。

4 監査の観点

監査に当たっては、計画・設計・積算、施工、その他の3つの分野ごとに、以下のとおり着眼点を設定する。

(1) 計画・設計・積算

ア 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か

イ 設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ、合理的、経済的に行われているか

ウ 設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか

エ 使用機器及び材料の選定、新技術及び新工法の採用等は、適切に行われてい

るか

オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用等が図られているか

(2) 施工

ア 施工は、設計図書に基づき的確に行われているか

イ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか

ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか

エ 材料、出来高、しゅん坊等の検査は、適正に行われているか

オ 建設副産物の処理等は適切に行われているか

(3) その他

ア 施設の維持管理は、適切に行われているか

イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討及び改善に努めているか

ウ 工事実施前に必要な事務(使用許可等)は、適切に行われているか

エ 入札契約適正化法に基づく取組みは、適正に行われているか

5 重点監査事項

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたインフラ整備と東日本大震災の復興事業による工事など短期集中的に工事が実施され、これまで以上に品質と価格の両面で優れた事業執行が求められている。さらに、平成26年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、発注者の責務として、適切に施工条件を明示することなどが明確にうたわれたことから、平成27年の工事監査においては、「施工条件」を重点監査事項として設定した。

工事監査で抽出した全案件(1,688件)について、施工条件の明示、施工条件に基づいた設計・積算及び施工が実施されているかについて検証した。

6 監査結果の概要

(1) 総括

平成27年工事監査の結果についてみると、表1「局別指摘事項等一覧表」のとおり、指摘事項は、都市整備局ほか10局及び島しょ関係部所(三宅支庁・小笠原支庁)に対し36件、意見・要望事項は、都市整備局に対し1件、合わせて37件(過大積算額 約9,223万円)である。

指摘事項の観点別内訳は、表2のとおりである。
指摘の具体的な内容としては、

① 設計では、施工条件が明示されていない、又は不明確であるため、現場との不整合が生じている事例が認められた。

- ② 積算では、基準の運用解釈の誤り、単位の交換間違い、単価の二重計上及び数値の入力ミスなどが認められた。
- ③ 施工では、クレーン下のつり荷の下に労働者を立ち入らせているなど、工事の安全面において監督員が受注者に対し、法令等に則した指導・監督を十分に行っていない事例が認められた。

これらの発生要因として、

- ① 設計・積算、施工等に関する知識や理解が不十分な経験の浅い職員が増加したこと
- ② 工事起工の過程での照査が不足していること、組織的なチェック体制や技術的支援体制が十分に確立されていないこと
- ③ 法令、標準仕様書や設計図書等の記載内容を踏まえ、受注者に対して現場条件に応じた適切な指導・監督ができていないこと
- ④ 技術職員の配置・増員が容易でない職場において、専門外の職員が行う設計・積算、施工管理等に対する技術的な指導や支援が不足していることなどが考えられる。

東京都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、競技施設や都市基盤施設を短期間で集中的に整備しなければならぬ。さらに、既存施設の適切な維持管理や長寿命化対策を行い、持続可能な都市を創造していく必要がある。

これら事業を着実に実行していくためには、限られた財源や人材で創意工夫を凝らすとともに、技術職員の技術的な能力を高め、一人ひとりが自律的・主体的に考えることが求められている。同時に、工事関係図書の照査や技術的支援体制等を充実させることも重要である。法令や技術基準等の習熟度を高め、計画・設計の思想的確に施工へと反映していかなければならない。

各局においては、技術力を維持向上させるため、蓄積された技術力の確実な継承、職員の自己研さんや研修の機会を増やすことなどにより、職員の更なる育成・強化を図るために組織的な対応が求められる。また、専門外の職員が、工事を担当することに対して、計画的に職員を育成し研修等により能力開発を行うとともに、技術職員の適正配置に努め、都庁内の各部署が横断的に協力し補完するなど、一層の取組が求められる。

(表1) 局別指摘事項等一覧表

区分 局名	指摘事項				意見・要望事項				合計
	設計 積算	施工	その他	計	設計 積算	施工	その他	計	
総務局				0				0	0
財務局				0				0	0
主税局				0				0	0
生活文化局				0				0	0
都市整備局	1	1		2	1			1	3
環境局				0				0	0
福祉保健局				0				0	0
病院経営本部		2		2				0	2
産業労働局			1	1				0	1
中央卸売市場			1	1				0	1
建設局	6 (1)	2		8 (1)				0	8 (1)
港湾局	3 (1)			3 (1)				0	3 (1)
東京消防庁	2			2				0	2
交通局	6 (2)	1		7 (2)				0	7 (2)
水道局	2 (1)			2 (1)				0	2 (1)
下水道局	4 (2)			4 (2)				0	4 (2)
教育庁			1	1				0	1
警視庁				0				0	0
島しょ	2	1		3				0	3
合計	26 (7)	7	3	36 (7)	1			1	37 (7)

- (注) 1 指摘事項・・・是正・改善を求めるもの
 意見・要望事項・・・改善について検討を求めるもの
 2 () 書きは、重点監査事項(施工条件)に係るものであり、内数である。
 3 島しょの指摘事項等は、総務局2件、港湾局1件である。

(表2) 指摘事項等の観点別内訳

観点区分	件数	主な指摘事例
設計	8	○昼夜間区分の施工条件の明示を適切に行うべきもの
	(5)	○はしごの設計を適正に行うべきもの
単価設定	11	○塗装工の単価設定を適切に行うべきもの
	(2)	○仮設足場の数量算出を適正に行うべきもの
積算	5	○室外機鉄骨架台の積算を適正に行うべきもの
		○専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの
諸経費等	3	○特命随意契約の諸経費調整を適正に行うべきもの
		○移動式クレーンに係る作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの
その他	3	○汚泥処理を適正に行うべきもの
計	37 (7)	

※重点監査事項：「施工条件」は () で内数

(2) 重点監査事項

重点監査事項として設定した「施工条件」について、次の着眼点に基づき監査を行った。

- ア 現場の施工に必要な施工条件が設計図書に明記されているか
- イ 現場の施工条件に基づいた設計・積算がされているか
- ウ 設計図書に示された施工条件に基づいた施工がされているか
- エ 施工条件に応じた設計変更が行われているか

監査対象部所における重点監査事項「施工条件」についての指摘事項等の状況は、表2「指摘事項等の観点別内訳」のとおりである。

その内訳は次のとおりである。

- ① 施工条件が適切に明示されていないもの 4件
 - ② 施工条件に応じた積算が行われていないもの 2件
 - ③ 施工条件に応じた設計変更が行われていないもの 1件
- これらの要因として、

- ア 施工条件の明示の重要性について認識が不足していたこと
- イ 施工条件の把握が不足していたこと
- ウ 設計時の施工条件を監督員が把握していないこと
- エ 特記仕様書等への施工条件の記載方法が不明確であることが考えられる。

以上の点に考慮して、今後

- ア 積算書、仕様書及び設計図の施工条件の統一化を図るため、職員への指導強化
 - イ 現場の調査を十分に行い、施工条件を明確化
 - ウ 設計者、監督員、受注者間でのコミュニケーションの活性化
 - エ 仕様書類への記載等を分かりやすくすること
- が必要である。